

第2回 長岡京市緑の基本計画策定委員会 会議概要

開催日時： 令和6年11月26日(火) 午後2時30分～午後4時30分
開催場所： 長岡京市役所 新庁舎5階 第一委員会室
出席委員： 森本委員長、宮前副委員長、山本委員、
吉岡委員、藤井委員、田中委員、志水委員、所委員
【以上8名】
欠席委員： 小山委員、鞆岡委員、平野委員
【以上3名】
傍聴者： 報道関係者1名、一般1名
幹事： 碓環境経済部長、中島教育部長、日高建設交通部長
【以上3名】
配布資料： ・次第
・資料1 前回(第1回)委員会のご意見及びその対応方針
・資料2 長岡京市第2次みどりの基本計画について
・参考資料1 長岡京市のみどりの現況整理
・参考資料2 長岡京市のみどりに関するアンケート調査 報告書
・配席図

会議記録

1. 開会

2. 議事

委員長： 議事について、事務局より説明をお願いする。

事務局： (資料1、2について説明)

委員長： 資料1について、質疑、意見等をお願いする。
(質疑、意見なし)
資料2について、アンケート結果を踏まえ、みどりの課題について意見または感想をお願いしたい。

副委員長： みどりが持つ防災の役割は、今後さらに社会的に重要になる。そこを資料のまとめに加えてはどうか。

委員長： 防災公園と位置づけられた公園はどれくらいあるのか。

- 事務局： 現在、西山公園については防災公園と位置づけ、第3期整備を実施中。
令和7年度に工事完了、令和8年度の4月に供用開始予定となっている。
- 副委員長： 阪神淡路大震災以降、各自の自治体では身近な公園内に倉庫を設置し、倒壊した家屋を市民が協力して助け合うことが検討されている。市民が防災の日などに使用できるように、大きな公園だけでなく、身近な小さな公園内での防災機能を高めることも重要である。
- 委員長： 身近な公園で防災機能を高めるためには、かまどベンチやマンホールトイレの設置など、緊急時を想定した公園整備をしていく必要がある。また、防災公園として位置づけるためには誘致圏を検討する必要があるため、これを機に街区公園をもう一度見直しできるといい。
- 委員： 阪神淡路直後は地域住民の防災意識が高かったが、現在では、公園内で炊き出し等の火の使用やマンホールを開けることはできなくなってしまった。消防がきてくれないと防災訓練を行えない状況になっている。
公園緑地課では防災機能より、みどりや環境を維持することに重点が変わってきているのではないか。東日本大震災や能登半島地震で市民の防災意識が高まっているので、普段から有効に使えるように市でも検討してほしい。
- 委員長： 貴重なご意見だった。改めて防災について考えなくてはいけない。
- 委員： 毎年、第5小学校や各自治会では防災訓練を実施している。また、みどりのサポーターで借りている緑地に倉庫を設置し、トイレ、担架などの防災用品を管理している。コロナ以前は自治会の防災訓練の際に炊き出しも行っていた。
- 委員長： ぜひそういった活動が行いやすいよう検討いただきたい。
社会状況、みどりの課題、方向性などのご意見もお願いしたい。
- 委員： みどりのサポーターをやっているが、アンケートでは60%以上の人「知らない」と回答している。コロナ前後で状況は変わってきており、サポーターも高齢化が進んでいる。19回目の笑顔の集いの開催を予定しているが、緑の協会も力を入れているのでサポーターとしても嬉しい次第だ。
既に地域による美化活動としてゴミゼロ運動を行っているので、そこと結びつけて市で年1回の行事として設定してはどうか。市民と公園の清掃活動などを行えば、みどりに対する意識が高まるのではないか。
- 委員長： 長岡京市はみどりのサポーターが人口比で見ても非常に多い。そのなかでも「知って

いる」と回答している人が約 35%と非常に少ないので、さらに伸びしろがある。
今ご意見があった清掃活動の設定について事務局から何かあるか。

幹事： 長岡京市ではまちを綺麗にする条例があり、環境美化活動を実施している。公園での活動ではないが、市職員は月に 1 回、美化活動の啓発を目的とした清掃活動を実施している。

副委員長： 資料 2 のなかで、みどりのサポーターの活動に対する記述がない。いつからどんな活動をしているのか、コラム的な形でよいので資料内で紹介してほしい。
また、活動している公園でも活動内容のプレートなどを掲げてはどうか。

委員： プレート設置や HP にも活動内容を掲載している。活動が始まって 20 年が経つが、知らない人がこんなにも多いことに驚いている。

副委員長： サポーターの活動のお陰で気持ちよく公園を利用できている。プレートのリニューアルなど、もう少し市民にアピールできればいい。

委員長： 今のご意見は国交省の政策である公園協議会などとも繋がるような内容だった。市民の自発的な活動により、さらに公園を発展させていければよい。
農地について、農政の担当部署と公園緑地課とで連携してできることがないか市役所内部で情報交換をしていただきたい。生産緑地の廃止に伴い、国交省でも「予算・税制措置と併せて「まちづくり GX」を推進（資料 1 の 6 ページ）」と宣言しており、自治体による特別緑地保全地区の指定面積を 2030 年度までに 1,000ha 増加させると目標を設定している。また、農地を転換することについても国は推奨している。例えば緑地保全地区など、本当に大事なところはみどりの基本計画でも位置づけ、将来農地を転換していくことなどについても長岡京市に当てはめて検討をしてほしい。

委員： 資料 1 の 7 ページ右側の「新たな計画の方向性」に新たに追加した事項があったが、もっと目玉になるものがあるといい。先程、特別緑地保全地区の指定面積拡大の国の方針のご紹介があったが、長岡京市はどれくらいできるのか、何か打ち出せることがあるのならそういったことを追加した方がいいのではないかと。細かい事項を載せるよりも、例えば、長岡天満宮などの大きなみどりを載せる方がいい。
防災の話に関して、避難地域が小学校になっているが、小学校の近隣にある公園を防災拠点にするなど、学校と公園を関連づけて、重点的に整備を進めるのはどうか。教育の施設と上手く連携すれば、公園の防災機能を高められると感じる。

委員長： 抽象的な文言ではなく、具体的な名称や方向性が書かれるといい。
企業との連携で、「共創によるみどりの適切な維持管理の推進、次世代への継承」につ

いての意見はないか。例えば、P-PFI 制度の紹介や共創によるみどりの適切な維持管理の考えられるイメージなどあれば意見をいただきたい。

事務局： 共創のところで、長岡公園は市の直営管理であったが、村田製作所から寄付をいただき再整備中であり、来年度の8月に整備完了、9月からリニューアルオープンを予定している。あわせて指定管理者制度の導入を進めている。P-PFI や官民連携についても、都市計画公園の見直しとして、西山公園について国土交通省のサウンディング調査を実施した。今後、その内容を共有したい。

委員： 私たち料理屋は料理に彩りを添えるつま物の葉っぱを買う。徳島には地域資源でもある葉っぱを活用した「葉っぱビジネス」がある。高齢者が生産・収穫した「葉っぱ」を ICT を活用し販売するビジネスであるが、長岡京市でもみどりのサポーターが回収した葉などを選別してビジネスにつなげられないか。京都市や大阪が近く、料亭もたくさんある。

委員長： 彩りに使えそうな葉や実など、可能性があるものはたくさんある。エディブルガーデンという発想もある。

副委員長： 協会のほうでそういった仕組みはできるのか。

委員： 協会では一般市民も巻き込んだサポーターの集いを行う。活動を広げるために、クリスマスリースを作ってもらうのだが、材料を土手や公園などで集めているところ。マネジメントをできる人もおらず、まだまだ販売をするまでには至っていない。そこが一番難しいところだ。

委員： 山林は所有者が高齢化すると管理が大変になる。例えば、土地交換などで学校の周辺に公園ができるような、周りを広げていく施策が欲しい。税制面などで相続が大変なので、相続する際に売却している。

委員： 長岡京市は竹のまちだが、タケノコが年々取れなくなってきており、農家も減り、放置竹林が増えている。ここ1～2年、提供できるタケノコがなくなっており、竹のまちといえなくなる。本来であれば3月中旬から始まる予定だが、4月にならないとタケノコが入ってこない上に、GW まで持たない状況である。このままでは竹のまち長岡ではなくなってしまうので、行政でも取り組んでいただきたい。

委員： 野菜と同じで多少曲がっていても出荷できるようにできればいい。

委員長： 時代に適応するのは難しいが、長岡京市の竹は文化財的に意味もあるので大事にした

い。

委員： 周りの竹やぶがすべて住宅地が変わっていつている。長岡京市としてどこの竹やぶは残すべきという話はあるのか。

事務局： 市街化調整区域内であれば住宅地にできないので残る。本市では過去に、残したい農地等については、地権者と話をし、市街化区域から市街化調整区域に変更した経過がある。

委員： 資料2 ページ目の農業従事者の平均年齢が令和2年に急激に上がっている。こちらも問題だと思う。農地が減り、農業従事者の平均年齢が上がっているということは、辞めている人も多く、急速に高齢化が進んでいるのではないかと。

委員長： 具体的な場所を踏まえて、農政部局と検討を進めるべき。

副委員長： 共創という視点から、農家を辞めようとしている方へ学生等のサポーターをつける仕組みなどを考えてはどうか。ソフトの面でできる維持を検討してほしい。

幹事： 農業行政でも様々なプランや支援体制を検討している。現在、農業者の高齢化や後継者不足が進むなか、農地が住宅地化されていることが課題である。市としても担い手の育成などの取組も進めており、引き続き取り組んでいきたい。

委員 太鼓山通りの両脇が風致地区と思っていたが、竹やぶがなくなっており、造成されてしまっている。家が建ってもすぐに売れるので、住宅地にしてしまうのだろうが、そのままではみどりが無くなってしまう。

委員： 長岡天満宮と光明寺は風致地区であるが、ご指摘の箇所は風致地区ではない。

委員長： 次回委員会は2月頃に計画構成案の協議となる。
西山公園は新たな取組を検討しているのか。

事務局： 西山公園は都市計画決定として広大な面積が計画されている。現在、整備率は25%である。今後の整備方針を決めるにあたり、財源の問題から官民連携による事業化が可能か民間の事業者を対象にサウンディング調査を行った。都市計画公園の見直しについても、今後委員会のなかでも協議させていただきたい。

委員長： 民間参画は国際標準になっており、自然に関するリスクとチャンスを含め財務情報として開示していく流れが本格化されている。来年から、生物多様性増進活動促進法が

施行される。場所に紐づいた活動を認定し、国際データベースに登録するという仕組みである。これに登録されれば価値が上がり、企業が参画していく。また、自然共生サイトを支援した者に支援証明書を発行するなど、お金が回る仕組みができる。西山や都市緑地、農地も含めて自然、生き物を評価をしていけば、企業が参画しやすくなる。長岡京市も誘導するため、残すべき場所を踏まえながら市民や農政、コンサル、みんなで検討していければよいのではないかと。ワークショップなどの開催は今後、想定していないのか。

事務局： みどりに関係する部署から1名ずつ代表を集め、庁内委員会を立ち上げる予定。

委員長： 松栄堂という環境に貢献されている企業があり、市が管理する水路の清掃活動を行い、絶滅危惧種とされるオグラコウホネの保全活動を実施するなど、官民連携での取組が進められている。それらを含め共創に結び付く考える。

副委員長： 方向性のなかで、残すべき場所、守りたいもの、進める範囲などがわかりやすい計画にしておくといい。本日テーマに上がった、農地、放置竹林・樹林、西山公園の民間活力導入、小規模公園についてもどんな仕組みを作っていくか、全国の成功事例を参考にしながら検討してほしい。

委員長： 福岡で河川と公園を一体的に整備している所があり、周辺で保育所が増えたといった効果も出ている。グリーンインフラを抽象的に表記するのではなく、希少な生物がいる水路や農地を保全しながら、新しい可能性を追求して、望むべき姿は書いておくべき。次の流れとして、1 月に関係団体へのヒアリング調査がある。色々な関係団体に集まってもらい、ワークショップ的に実施するのはどうか。

事務局： 検討させていただく。

委員： 委員会議事録が HP に挙がっているが、会議前に資料として配布してほしい。

事務局： 次回から配布する。

事務局： <企業立地審議会の報告>

市内事業者の立地を促進する企業立地促進条例において、本年度から企業流出防止を目的に明示し、市内に立地する企業の流出防止策を検討するため、これまでの審査会を企業立地審議会に変更し、体制を拡充し議論を行っている。市内の緑地に関わる話であるため、現在の進捗について共有させていただく。

市内の工場は老朽化していることが課題であり、増改築などに必要な一定の規模以上の用地が少なくなっている。また、実際に市内で事業の継続を断念した企業もある。工

場などを増改築する際、企業がクリアしなければならない工場敷地面積に占める緑地や環境施設の割合について、工業立地法の準則がある。この準則からの緩和を検討するための審議会である。

準則の対象となる特定工場では、増設や改築の際にも、緑地などの整備状況について、市に対し届出を行うことを義務づけられている。工場敷地のなかに、生産施設などが設置されている建物の敷地部分、緑地を含む環境施設の敷地部分、その他の部分に別けられるが、国が定める準則ではそれぞれの施設面積の敷地に対する割合が定められている。ただし、地方自治体の実情に合わせ、緑地について、国の定める範囲内 5%～30%、環境施設も含めた場合、10～30%の中で条例を制定できる。

自治体が定める準則について、本市の企業立地審議会で現在検討を行っており、緑地の面積は慎重に考える必要があると共有している。

今後の状況及び進捗については、審議会の事務局や関係部署と情報共有していく。

所管課：

企業立地審議会は緑地を減らすことを議論しているものではなく、既存工場の既存不適格を解消し更新を促す方法を検討している。工場立地法は、公害に対するものとして制定された法であり、その役割は薄くなってきているが、当然他の計画に対する施策の基準は守っていただくことになる。このため工場立地法の準則条例が長岡京市として制定されて、すぐに緑地が少なくなることはない。

今までみどりの基本計画の中で議論している緑被率と工業立地法の緑地率とは似て異なるものである。上から見てみどりが見える部分を数値化したものが緑被率になるが、工場立地法上の緑地率は基本的には整備されたみどりのことを指す。例えば、道路沿いの剪定された街路樹などであり整備されていないものは含まれない。また、基準の緩和だけを行った場合には、事業者の努力として行われている屋上緑化など生産施設等と重複する緑地に関しての取り扱いで不利になるため、その部分の緩和措置も必要と考えている。改めて企業立地審議会で企業が事業を継続していくための議論を行っている。企業立地審議会で議論した内容も、引き続き事務局間で共有していく。

委員長：

ぜひ情報を共有しながら審議し、良い方向へ進めるといい。

6. 閉会

事務局：

今後のスケジュールとして、本日のご意見を踏まえながら、みどりの基本計画の方向性を固めていく。

また、関係部署や関係団体へのヒアリング調査を実施し、計画の目標・方針、施策の方向性を検討する。検討内容については、次回の委員会でお示しする。

なお、次回の委員会については来年2月頃を予定している。また改めて、連絡させていただき、よろしくお願いします。

以上